

測される。

例えば、以下のような支出がある。

|         |       |    |    |       |       |   |
|---------|-------|----|----|-------|-------|---|
| J14-132 | 04/04 | 調査 | 松岡 | 4,122 | 4,122 | ENEOS Dr. Drive セルフ町田木曾西店 12時18分 25.600 Tカード不使用 |
|---------|-------|----|----|-------|-------|---|

以下 J14-160 まで続く

これは、松岡議員が平成26年におこなった「ENEOS」でのガソリン代の領収書を集めたものである(日付順)が、Tカードの番号違い、不使用など、支払い時の状況がまちまちである。

Tカード不使用 16回

Tカード使用(末尾番号1969) 5回

Tカード使用(末尾番号6263) 2回

1人につき1枚のTポイントカードを所持しているが、ENEOSのスタンドであればどこでもポイントが付くので、Tカードを所持していれば提示するのが普通である。提示の有無の混在は、議員以外の人物が給油をおこなったことを推測させる。複数のTカードが提示されていることもそれを裏付ける。しかも、松岡議員のガソリン代の領収書には、同日のもの、近接日付のものも複数存在する。そうした状況も、第三者による給油を強く推測させる。

|         |       |    |    |       |       |  |
|---------|-------|----|----|-------|-------|--|
| C15-274 | 04/04 | 調査 | 森本 | 3,221 | 3,221 | ENEOS萩生田石油 13:06 23.860 JACCSカードによる支払い 翌々日 C15-445 に再度給油がなされている。 |
| C15-275 | 04/25 | 調査 | 森本 | 3,116 | 3,116 | ENEOS萩生田石油鶴川SS 12:29 22.580 JACCSカードによる支払い 2日おき給油                |

|         |       |    |    |       |       |   |
|---------|-------|----|----|-------|-------|---|
| C15-278 | 06/04 | 調査 | 森本 | 3,174 | 3,174 | ENEOS本町田SS 10:4<br>3 23.0ℓ JACCSカードによる支払い 2日おき給油(3日後C15-449でも23.11ℓを給油) |
| C15-279 | 08/24 | 調査 | 森本 | 3,565 | 3,565 | ENEOS萩生田石油鶴川SS<br>11:36 26.22ℓ  |
| C15-280 | 08/26 | 調査 | 森本 | 3,484 | 3,484 | ENEOS萩生田石油鶴川SS<br>15:14 25.62ℓ 1日おき給油                                   |
| C15-281 | 03/30 | 調査 | 森本 | 2,892 | 2,892 | ENEOS萩生田石油鶴川SS<br>15:44 25.83ℓ JACCS<br>カードによる支払い 中3日給油                 |

森本議員も、ENEOSのガソリンスタンドで、支払い方法が異なるガソリン代の領収書を複数、計上している。同議員は、平成27年度に37件のガソリン代支出があったが、そのうち7件について、自ら誤りを認めて計上を撤回している。残る30件のうち、JACCSカードによる支払いは5件、VISAカードによる支払いは20件、現金フリーは4件、本人のクレジットが1件である。

同議員は、支払い方法の混在に加え、近接した日の給油を繰り返しており、その点でも第三者による給油を強く推測させる。

#### ⑤ ハイオクガソリンとレギュラーガソリンの混在

通常、同じ自動車でレギュラーガソリンとハイオクガソリンを混用することはしないが、一人の議員のガソリン代の領収書に、ハイオクとレギュラーの領収書が混じっている、という例がある。これも第三者による給油を強く推測させる。

例えば、以下のような支出がある。

|         |           |    |       |       |       |  |
|---------|-----------|----|-------|-------|-------|--|
| J15-163 | 2016/1/9  | 調査 | 佐藤(伸) | 3,474 | 3,474 | コスモ石油販売(株)東京カンパニー セルフピュア町田 オーパス レギュラーガソリン 32.77L<br>10時01分給油 |
| J15-164 | 2016/1/9  | 調査 | 佐藤(伸) | 5,390 | 5,390 | コスモ石油販売(株)東京カンパニー セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 46.07L<br>10時47分給油  |
| J15-165 | 2016/1/22 | 調査 | 佐藤(伸) | 1,822 | 1,822 | コスモ石油販売(株)東京カンパニー セルフピュア町田 オーパス レギュラーガソリン 17.86L<br>15時29分給油 |
| J15-166 | 2016/1/22 | 調査 | 佐藤(伸) | 5,375 | 5,375 | コスモ石油販売(株)東京カンパニー セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 47.57L<br>15時52分給油  |

J15-171 まで続く

佐藤伸一郎議員によるものである。同議員は、平成27年度は計35件のガソリン代を計上したが、うち12件がレギュラーガソリン、23件はハイオクガソリンとなっている。しかも、近接した日の給油が頻発しており、第三者による給油を強く推測させている。

|         |       |    |    |       |       |   |
|---------|-------|----|----|-------|-------|---|
| J15-179 | 04/23 | 調査 | 渡辺 | 2,000 | 2,000 | 中央石油(株)セルフ金井<br>15.04L レギュラーガソリン<br>15時15分 イオンカードで支払い |
|---------|-------|----|----|-------|-------|---|

J15-197 まで続く

渡辺議員は、同年に19件のガソリン代を計上したが、そのうち14件はレギュラーガソリン、5件がハイオクガソリンである。また、1件は支払方法が他とは異なっている(J15-179のみイオンカードによる決済をしている)。同

議員は同日給油もおこなっており、第三者による給油の領収書が混在していることは確実である。

## 第2 研修費

政務活動費としての研修費は、「会派が研修会等を開催するために必要な経費、他団体が開催する研修会、講習会等への参加に要する経費及び会派が行う政務活動のための調査委託に必要な経費」とされる。当然ながら、研修に関する議員の活動は、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」でなければならない。

しかし、会派に支出された研修費には、これらの要件を満たさないものがある。

例えば、以下のような支出がある。

|         |       |    |    |        |        |                             |
|---------|-------|----|----|--------|--------|-----------------------------|
| H16-336 | 05/24 | 研修 | 新井 | 10,000 | 10,000 | ぞっこん町田 98' サポーターズクラブ<br>年会費 |
|---------|-------|----|----|--------|--------|-----------------------------|

これは、新井議員による一団体の年会費の支出である（甲75）。年会費は団体に所属する私人が当該団体との間の関係を維持するために支出することを要する費用である。上記団体は、よさこい踊りをおこなうチームをサポートするためのものであり、政務活動とも関係がない。

|         |       |    |    |        |        |                                  |
|---------|-------|----|----|--------|--------|----------------------------------|
| H16-337 | 10/31 | 研修 | 新井 | 50,324 | 50,324 | 希望の塾への参加費（政治団体 都<br>民ファーストの会 主催） |
|---------|-------|----|----|--------|--------|----------------------------------|

これは、一政治団体の主催する研修への参加費であり、この研修への参加自体政治活動としての意味を持つ。よって、この支出は政務活動費として研修費に該当しない。

## 第3 資料費

### 1 自宅での一般紙の購入

議員が自宅で購読している朝日新聞、読売新聞、毎日新聞などの一般紙が資料費として計上されている。町田市議会では議会図書室にこれらの新聞が備えら

れているほか、町田市関連の新聞記事はその都度、会派控え室に届けられている。言うまでもなく、多くの家庭で一般紙は購読されており、購読した新聞は議員以外の家族も読むし、通常的生活費の一部である。一般市民が家計から支出している費用であるにもかかわらず、議員になると「政務調査費」として認められる、というのは議員だけ特権を認めるようなものであり、議員の自宅での新聞の購読代金を「政務調査や政務活動のために必要になった経費」とは認めることはできない。また、各議員の自宅での新聞購読を「会派としての活動のため」の経費と認める余地はない。運用指針でも「名目の如何を問わず議員個人に支給する経費」に関する支出を「できない」とし、人件費に関して「家族・親族の雇用にかかる経費は支出できない」としているが、これは議員の個人的な支出に政務調査費・政務活動費を充当することを固く禁じる趣旨である。

ところが、自由民主党会派の自宅での一般紙の購入を税金で支出したのは、2014年度だけでも、総額 30 万 4166 円にのぼっている。同じく、まちだ市民クラブ会派の自宅での一般紙の購入を税金で支出したのは、2014 年度は総額 27 万 4993 円、保守連合会派は、総額 17 万 7703 円である。

以下、具体的に例示する。

|         |  |    |           |        |        |   |
|---------|--|----|-----------|--------|--------|---|
| J14-308 |  | 資料 | 佐藤<br>(伸) | 43,284 | 43,284 | 新聞購入代 読売新聞 3,607 円領<br>収書×12ヶ月=43,284 円 |
|---------|--|----|-----------|--------|--------|---|

佐藤伸一郎議員が自宅（町田市小山町2420）で購読している読売新聞の代金である。しかも、1か月分の領収書しか提出されていない。

|         |  |    |         |        |        |                 |
|---------|--|----|---------|--------|--------|-----------------|
| J14-312 |  | 資料 | 三遊<br>亭 | 47,396 | 47,396 | 新聞購入代 朝日新聞 読売新聞 |
|---------|--|----|---------|--------|--------|-----------------|

三遊亭らん丈（小野寺 明）議員が購入した一般紙の代金である。以下のよう  
に、小野寺 明（原町田4-10-19）と、小野寺 明（森野1-1-21）、  
三遊亭らん丈（実家・森野5-26-8）の3カ所に配達されている。また、2  
つの新聞が混じっている（期間もダブっている）。

森野5-26-8（実家）三遊亭らん丈 朝日4月～7月 読売10月～2015年1月

原町田 4-10-19 小野寺明 朝日 11月、12月

森野 1-1-21 小野寺明 朝日 2015年1月、2月

|         |       |    |    |        |        |  |
|---------|-------|----|----|--------|--------|--|
| C15-469 | 03/30 | 資料 | 戸塚 | 48,444 | 48,444 | 一般紙の購読 読売新聞 購読場所：<br>金森 2-16-6 27年4月～28年3月<br>領収書の発行元は「読売センター町田中央」 |
|---------|-------|----|----|--------|--------|--|

戸塚議員が自宅で購読している読売新聞の代金である。

|         |  |    |       |        |        |  |
|---------|--|----|-------|--------|--------|--|
| C17-447 |  | 資料 | 議員名なし | 40,370 | 40,370 | 一般紙購読 読売新聞。議員名なし。<br>購入場所は大蔵町 421-4。領収書の発行元は「読売センター町田鶴川東部」 |
|---------|--|----|-------|--------|--------|--|

平成29年度のまちだ市民クラブの領収書は、議員名すら明らかにされておらず、購入場所の住所と従前の領収書との比較から、森本議員が自宅で購読した読売新聞の購読料であることがわかる。

|         |  |    |    |        |        |                                  |
|---------|--|----|----|--------|--------|----------------------------------|
| H14-355 |  | 資料 | 新井 | 44,407 | 44,407 | 一般紙購読 読売新聞 4月分 4,037円×11 44,407円 |
|---------|--|----|----|--------|--------|----------------------------------|

保守連合会派に関しても、自宅での新聞購読費用が存在する。上記は新井議員であるが、そのほか吉田議員、大西議員も自宅で一般紙の購読をしている。

## 2 議員が所属する政党の機関誌の購読料

自分が所属している政党の機関紙を計上している例があるが、これは政党活動の一環であるほか、会派がおこなう政務調査や政務活動とは無関係である。

例えば、以下のような支出がある。

|         |       |    |    |        |        |                             |
|---------|-------|----|----|--------|--------|-----------------------------|
| C14-543 | 04/03 | 資料 | 谷沢 | 31,920 | 31,920 | 社会新報と月間社会民主 年間購読<br>で2部ずつ購入 |
|---------|-------|----|----|--------|--------|-----------------------------|

谷沢議員が自身の帰属する政党（社会党）の機関誌（社会新報、月間社会民

主)を購読するための費用である。政党活動の一環であるほか、会派としての活動とも認められない。しかも、2部ずつ購読している。まちだ市民クラブは、政党の機関誌の購読は「当該政党が政治や経済等に関する記事を掲載する新聞の一種である」と主張する(準備書面(1)38頁)が、谷沢議員が2部購読していることに端的に示されているように、政党機関誌の購読は政党活動への財政的支援と切り離すことができないのであり、運用指針が禁ずる「政党の活動に属する経費」に該当することは明らかである。

|         |       |    |    |       |       |                 |
|---------|-------|----|----|-------|-------|-----------------|
| C15-476 | 05/18 | 資料 | 谷沢 | 5,348 | 5,348 | 新社会党機関紙 購読料 半年分 |
|---------|-------|----|----|-------|-------|-----------------|

これも、谷沢議員が自身の帰属する政党の機関誌(新社会党機関紙)を購読するための費用である。上同様に政務調査費として認める余地はない。まちだ市民クラブはこの購読について、「市政について多角的に研究する機会を提供するためのもの」であった、と主張する(準備書面(1)38頁)が、政党の機関誌は基本的に政党の政策を宣伝するためのものであるし、請求書の宛名も谷沢議員個人になっている(甲13-2、349頁)。こうした政党誌の購読が「政党の活動に属する経費」に該当することは明らかである。

### 3 宗教・倫理団体の機関誌の購読料

宗教や倫理とのかかわりは個人の事柄である。そこで生じる費用は、政務調査のための必要費と認められない。宗教・倫理団体の機関誌の購読料が政務調査・政務活動費として計上されているが、「政務調査・政務活動」のための活動ではないし、会派の活動として認める余地もない。

例えば、以下のような支出がある。

|         |       |    |    |        |        |                 |
|---------|-------|----|----|--------|--------|-----------------|
| J15-364 | 10/21 | 資料 | 佐藤 | 12,000 | 12,000 | 『倫風』購読料 12,000円 |
|---------|-------|----|----|--------|--------|-----------------|

佐藤伸一郎議員が購読している倫理団体の機関誌の購読料である。「実践倫理宏正会」は、午前5時に「朝の誓い」を唱和などする朝起会を主な活動とし

ている新宗教団体とされる。政務調査とは無関係である。しかも、27年11月から28年10月までの購読料であり、28年4月から10月までの7ヶ月分(7000円)は翌年度分の政務調査の経費であり計上は認められない。

#### 4 選挙活動のための資料購入

町田市議会議員選挙(平成30年2月18日告示)を前にした時期に、町田市の住宅地図が購入されている。これは、選挙に備えるための資料購入費であり、政務調査の必要に基づくものとは言えない。

例えば、以下のような支出がある。

|         |       |    |    |        |        |          |
|---------|-------|----|----|--------|--------|----------|
| C17-453 | 11/15 | 資料 | 戸塚 | 93,420 | 93,420 | ゼンリン地図購入 |
| C17-454 | 01/04 | 資料 | 会派 | 37,152 | 37,152 | ゼンリン地図購入 |

選挙を控えた時期に、立て続けに住宅地図が購入されている。ひとつは、戸塚議員が購入したものであり、もう一つはまちだ市民クラブ会派として購入したものである。町田市内の住宅地図は南北2冊に分かれており、定価は各2万円(税抜き)で販売されているが、購入した地図帳には同じものが複数存在すると推測される。こうした購入の時期や形態からしても、選挙活動を主たる目的とした購入であると言える。まちだ市民クラブは、「政務活動を行うために様々なところへ移動する」などとして(準備書面(1)39頁)、政務活動のための購入であったと主張するが、選挙の直前の時期に立て続けに、かなりの部数の住宅地図を購入したことを説明するものではない。

なお、戸塚議員の購入については、どのような地図を購入したのかも不明である。町田市の住宅地図を購入したとすれば会派とは別に個人用として購入したことになり、その点でも会派活動のための購入と認められないし、別の地域の住宅地図を購入したとすれば政務調査との関連性を欠くという点で計上を認める余地がない。

## 第4 広報費

### 1 意見広告

武相新聞、町田ジャーナルに「意見広告」というものを掲載し、その費用を政務調査・政務活動費として計上している。しかし、広告の内容は、会派の活動目標を一方的に宣伝するものであって、「会派の行う調査研究活動のために要する経費」あるいは「会派の行う調査研究活動及び情報収集等のために要する経費」とはいえるものではない。

例えば、以下のような支出がある。

|         |       |    |     |        |        |           |
|---------|-------|----|-----|--------|--------|-----------|
| J14-315 | 08/19 | 広報 | 自民党 | 86,400 | 86,400 | 意見広告 武相新聞 |
|---------|-------|----|-----|--------|--------|-----------|

武相新聞に掲載されたものであるが、「地域に根差した町田市議会自由民主党会派」名という文字を大きく掲載したものである。何度も同一内容の広告をおこなっている。その内容は、活動状況の一方的な宣伝であり、平成26年度の支出総額は27万3,448円にのぼっている（J14-315～318）。

|         |       |    |    |        |        |           |
|---------|-------|----|----|--------|--------|-----------|
| J17-567 | 01/01 | 広報 | 会派 | 87,264 | 87,264 | 意見広告 武相新聞 |
|---------|-------|----|----|--------|--------|-----------|

元旦号に自民党が掲載した意見広告である。「地域に根ざした町田市議会自由民主党会派 町田の未来に責任を持ちます」と大きな文字で書かれているが、明らかに一方的な宣伝であり、イメージスローガンにすぎない。

そのうえ、新年号への掲載は新年の挨拶としての性格が強い。平成30年1月1日号への掲載は町田市の市議会選挙の直前の時期にあたり、選挙に向けて市民に政策をアピールする目的もあったと認められる。この武相新聞の広告は、一般紙を購読する市民のもとに折り込みとして配布されるため、市議選に向けた市民向けの政党活動としての側面が特に強い。政務活動費での支出ではなく、政党が負うべき支出である。

|         |       |    |    |        |        |                              |
|---------|-------|----|----|--------|--------|------------------------------|
| C17-466 | 01/16 | 広報 | 会派 | 54,000 | 54,000 | タウンニュースでの意見広告代<br>2018年元旦号   |
| C17-467 | 03/01 | 広報 | 会派 | 86,400 | 86,400 | 武相新聞での意見広告代 2018年<br>元旦号1月1日 |

選挙直前の元旦号にまちだ市民クラブが掲載した意見広告である。会派としての政策上の抱負が列記されているが、武相新聞とタウンニュースに掲載されているが内容は全く同じである。まちだ市民クラブは、「お気軽にご連絡ください。」などと書かれていることをもって、「市民からの問い合わせ」を期待しつつ調査研究活動の報告をおこなうものであったかのように主張する（準備書面（1）40頁）が、通り一遍のスローガンのような広告であり、選挙運動と同様、会派あるいは議員の活動を一方的に宣伝するものにすぎない。武相新聞とタウンニュース紙の広告は、一般紙を購読する市民のもとに折り込みとして配布されるため、市民にアピールする政党活動としての側面が強い。こうした広告を「施策についての報告」と認めることはできない。上同様、政務活動費での支出ではなく、政党が負うべき支出である。

|        |       |    |    |        |        |           |
|--------|-------|----|----|--------|--------|-----------|
| H17-55 | 01/01 | 広報 | 会派 | 43,200 | 43,200 | 意見広告 武相新聞 |
|--------|-------|----|----|--------|--------|-----------|

同じく元旦号に保守連合が掲載した意見広告である。「税金を1円も使わずにクワハウス（温泉利用の健康増進施設）まもなく実現！職員給与の引き上げに町田市議会で唯一、会派全員が反対！」が広告の内容であるが、これも一方的な宣伝にすぎない。一般紙を購読する市民のもとに折り込みとして配布されるものであり、こうした広告を「施策についての報告」と認めることはできない。政務活動費での支出ではなく、政党が負うべき支出である。

## 2 支払先の実態が不明な支出

支払先の実態が全く不明であり、支出の目的や実態がわからないものも存在する。このような支出についても、政務調査・政務活動との関連性を認める余地はない。

① トンボ製作所

|         |       |    |    |       |       |            |
|---------|-------|----|----|-------|-------|------------|
| C14-552 | 04/30 | 広報 | 石井 | 4,800 | 4,800 | 「HP運営費」4月分 |
|---------|-------|----|----|-------|-------|------------|

C14-563 まで続く

石井議員によるホームページの管理費の支出である。他の月にも多数回にわたり同じ支出が繰り返されている。支払先の「トンボ製作所」(代表 山本一仁)という事業者は広告事業者ではないうえ、領収書記載の同事業者の住所地(茨城県猿島郡境町)は町田市から遠く離れた場所にある(甲76)。「ホームページ管理」の実態も明らかでない。

② サナリイ

|         |       |    |    |         |         |                                   |
|---------|-------|----|----|---------|---------|-----------------------------------|
| C14-567 | 10/30 | 広報 | 小関 | 72,800  | 72,800  | 手書き領収書 チラシ代として「議会レポートNo.2」と付記がある。 |
| C14-568 | 10/30 | 広報 | 小関 | 97,200  | 97,200  | 手書き領収書 チラシ代として「議会レポートNo.3」と付記がある。 |
| C14-569 | 10/30 | 広報 | 小関 | 129,600 | 129,600 | 手書き領収書 チラシ代として「議会レポートNo.2」と付記がある。 |

C14-570 まで続く

小関議員による「チラシ代」の支払いである。「サナリイ」という八王子市の事業者は印刷業者ではない(甲77)。領収書に記載されているのは個人の住所と名前であり、業務の実態も不明である。しかも、同じ日(10月30日)に3枚の領収書が作成されている。領収書は手書きであり、印刷枚数などの記載もない。納品書、請求書も添付されていない。サナリイには、翌年1月20日にも140,400円が支出されており、支出合計額は666,800円にのぼっている。

原告が「サナリイ」の住所とされる八王子絹ヶ丘の住所を訪ねてみたが、住宅地の一角であり、事業所・事務所・看板等は見当たらなかった。極めて不自然な支出状況である。他にも、同一事業者に対する「チラシ代」の支払いが繰り返されている。まちだ市民クラブは、印刷物が添付されている以上、支出に疑義が生じないかのように主張している（準備書面（1）39頁）が、金銭を受領したとされる事業者が領収書記載の住所に見当たらないものについて、支出の必要性を認める余地がないことは明らかである。

### ③ 選挙活動のためのチラシ代・ポスティング代

平成30年2月の選挙を前にしが期間に、大量のチラシが作成され、配布（ポスティング）されている。これは、選挙活動のための支出であり、政務活動費としては認められない。

例えば、以下のような支出がある。

|         |       |    |    |         |         |                   |
|---------|-------|----|----|---------|---------|-------------------|
| J17-574 | 11/16 | 広報 | 渡辺 | 173,510 | 173,510 | 市政報告チラシの大量印刷（4万部） |
|---------|-------|----|----|---------|---------|-------------------|

渡辺議員による4万部という大量のチラシ代の支出である。同議員のブログ（平成29年11月21日）には、自宅に届いた大量のチラシの写真とともに、「町田市では来年2月に4年に1度の市長・市議会議員選挙があります。頑張って配布し支持をお願いしてまいります」という決意表明とも受け止められる文章を投稿している（甲78）。同議員は、この4万部を印刷の後、選挙の直前（1月26日）に再び2万部のチラシを印刷した（J17-589）。都合6万部である。選挙のためのチラシ印刷であることは明白である。

|         |       |    |    |         |         |  |
|---------|-------|----|----|---------|---------|--|
| J17-588 | 03/14 | 広報 | 長村 | 492,480 | 492,480 | 長村議員の市政報告チラシ、ポスティング代 24,000部（ポスティングは23,000部） |
|---------|-------|----|----|---------|---------|--|

長村議員による2万4000部のチラシ作成代、2万3000部のポスティング代の支出である。支払いは選挙後（3月14日）におこなわれたが、チラ

シの作成とポスティングは選挙の前におこなわれたと推測される(請求書の日付は2月28日になっている。選挙結果に関する記述は全くない)。選挙前に印刷・配布されたものと推測される。これも選挙活動のためのものであることは明白である。

他の自民党議員も、選挙の前の時期に、同じように大量のチラシ作成やポスティングをおこない、その費用を政務活動費に計上している。

|         |       |    |    |         |         |                               |
|---------|-------|----|----|---------|---------|-------------------------------|
| C17-479 | 12/29 | 広報 | 戸塚 | 646,380 | 646,380 | チラシ印刷費 戸塚議員の活動報告 2017年11月1日号外 |
|---------|-------|----|----|---------|---------|-------------------------------|

戸塚議員が支出したものである。選挙を前にした時期に作成された。チラシの作成部数が明記されていないが、他の議員のチラシ作成費の単価(約4円)からすると、約16万部という計算になる。いずれにしても、大量のチラシの作成費であることは疑いない。

|         |       |    |    |         |         |  |
|---------|-------|----|----|---------|---------|--|
| C17-487 | 03/07 | 広報 | 小関 | 227,923 | 227,923 | チラシポスティング代 おげき重太郎議会レポート1月号 40,400部 2月にポスティング |
|---------|-------|----|----|---------|---------|--|

小関議員が選挙の直前に作成した約4万部のチラシとポスティングの費用である。これも選挙活動のための費用というほかない。

他のまちだ市民クラブの議員も、同じように、選挙の直前の時期に大量のチラシの作成とポスティングをおこない、その費用を計上しているが、選挙活動のための費用であり、政務活動費からの支出は許されない。まちだ市民クラブは、選挙前に大量のチラシを配布する目的について、「より効率的に市政について広報するとともに、市民からの意見を広く集める絶好の機会でもある」などと主張している(準備書面(1)42頁)が、選挙というのはそうした機会なのであるから、それをもって「政務活動」と認めるとすれば、選挙活動に伴う経費の支出を禁止した運用指針を全く無視するものと言うほかなくなる。

|        |       |    |    |         |         |                     |
|--------|-------|----|----|---------|---------|---------------------|
| H17-62 | 01/18 | 広報 | 会派 | 153,760 | 153,760 | 郵送代 2480 通 (町田郵便局)  |
| H17-63 | 01/18 | 広報 | 会派 | 108,560 | 108,560 | 郵送代 1,180 通 (町田郵便局) |
| H17-64 | 01/19 | 広報 | 会派 | 13,509  | 13,509  | 郵送代 171 通 (町田西郵便局)  |
| H17-65 | 01/19 | 広報 | 会派 | 28,045  | 28,045  | 郵送代 355 通 (鶴川郵便局)   |

以上の支出は、保守連合の新井議員が封書を郵送した郵送代である。新井議員は過去これほど多くの封書の郵送を行っていない。郵送がされた時期に照らし、選挙活動の一環といわざるを得ない。

|        |       |    |    |         |         |  |
|--------|-------|----|----|---------|---------|--|
| H17-74 | 03/05 | 広報 | 大西 | 235,105 | 235,105 | ポスティング代として<br>①2月7日～2月10日 30,000 枚<br>(軒並み) ②2月14日～2月17日<br>17,500 枚 戸建指定) |
|--------|-------|----|----|---------|---------|--|

以上の支出は、大西議員によるポスティング費用である。大西議員は過去このような大規模なポスティングを行っていない。選挙のための活動であることは明らかである。

## 第5 通信運搬費

### 1 自宅・家族の通信費

議員の固定電話・携帯電話・スマートフォンなどの通信費が計上されている。しかし、以下のような支出については、議員個人の私的な利用によるものと言うべきであり、政務調査・政務活動の必要に基づくものとは認められないし、会派がおこなう活動の費用とも言えない。

#### 自宅の固定電話の使用

##### 一人の議員が複数の携帯・スマートフォンの料金を支払っている場合

平成28年度から、支出上限額が年24万円に引き上げられたが、その後、電

話代が「通信運搬費」のほとんどを占めるようになった。政務活動のために一人あたり月額2万円もの電話代を必要とするとは認められず、引き上げに合理的な理由は認められない。その点を措くとしても、上限額が定められていることは、上限額内の違法支出を合法化する理由にはなりえないのであるから、たとえ上限内であっても違法支出分は返還されなければならない。

例えば、以下のような支出がある。

|         |  |    |  |         |         |                        |
|---------|--|----|--|---------|---------|------------------------|
| J14-325 |  | 通信 |  | 420,763 | 420,763 | 長村、藤田、佐藤議員の「電話代」とされている |
|---------|--|----|--|---------|---------|------------------------|

非常に高額の出費であるが、長村、藤田、佐藤議員の「電話代」とされているだけである。「電話代」も手書きで記入されているだけである。用途は全く不明であるし、領収書の提出もなされていない。

|         |  |    |     |        |        |                         |
|---------|--|----|-----|--------|--------|-------------------------|
| J17-601 |  | 通信 | 木目田 | 10,398 | 10,398 | ソフトバンク スマホ通信料、端末分割金を含む。 |
| J17-602 |  | 通信 | 木目田 | 5,122  | 5,122  | ソフトバンク「ワイヤレスゲート」代金      |
| J17-603 |  | 通信 | 木目田 | 5,025  | 5,025  | NTTファイナンス 固定電話料金        |

木目田議員の携帯電話料金であるが、領収書に2台分と明記されており、端末分割金も含まれる。議員の家族などの利用料金が含まれていると推測される。「ワイヤレスゲート」は自宅で使っているインターネット関連の通信費、NTTファイナンスは自宅の固定電話料金であるが、いずれも自宅での通信費であり、政務活動のために生じた費用とは言えない。

|         |       |    |    |        |        |               |
|---------|-------|----|----|--------|--------|---------------|
| C14-610 | 05/20 | 通信 | 石井 | 13,961 | 13,961 | ソフトバンク 5月分の代金 |
|---------|-------|----|----|--------|--------|---------------|

C14-619 まで続く

石井議員の携帯電話料金であるが、内容が全く不明であるうえ、3台分の料金である。議員の家族などの利用料金が含まれていると推測される。

|         |  |    |    |        |        |                 |
|---------|--|----|----|--------|--------|-----------------|
| C17-488 |  | 通信 | 不明 | 59,395 | 59,395 | NTT ドコモ引き落としの記録 |
|---------|--|----|----|--------|--------|-----------------|

まちだ市民クラブは、市情報公開審議会の答申の趣旨を無視して、カード番号どころか、支出をおこなった議員名まで隠すようになった。このため、上記の支出でも誰によるものなのかも全く不明である。そもそも、誰の通帳かも不明であり、領収書を添付したことになる。説明責任の放棄と言うほかない。内容も全く不明であるが、高額の支出金額からして複数台分と推測される。家族利用分も含むと強く推測される。

|         |       |    |    |         |         |                  |
|---------|-------|----|----|---------|---------|------------------|
| H14-360 | 04/30 | 通信 | 新井 | 180,000 | 180,000 | 電話代等 15,000×12ヶ月 |
|---------|-------|----|----|---------|---------|------------------|

これは新井議員の電話代である。この点、保守連合はこの電話番号が新井議員の自宅番号ではないと主張する。しかし、この番号は新井議員の実家の番号であると思われる。

|        |  |    |    |         |         |                           |
|--------|--|----|----|---------|---------|---------------------------|
| H17-79 |  | 通信 | 吉田 | 199,061 | 199,061 | NTT 電話 2台 携帯代1台 J<br>-COM |
|--------|--|----|----|---------|---------|---------------------------|

これは吉田議員の電話代である。合計3台の電話であり、すべてが政務活動に関係する電話であるとは考え難い。

## 2 切手・はがき代

一度に、大量の切手やはがきの購入がおこなわれているが、その用途が全く明らかでないものも多い。大量の切手等を購入する以上、会派が行う調査研究・政務活動のために必要なものであることが前提であるが、そのような理由についての記載も全くなされていないし、そうした状況もうかがえない。とくに、切手やはがきは換金が容易であることを考えると、切手やはがきの購入については、

特定の政務調査・政務活動との関連性が明確であることが強く求められる。

切手等の購入について、まちだ市民クラブは、購入された切手が大量である事実は使途基準違反を「推認させない」（準備書面（1）44頁）とするが、切手を購入した理由が全く不明であり、購入した切手を使用した形跡が存在しないにもかかわらず、政務調査・政務活動の必要に基づくものと認めることは困難である。

例えば、以下のような支出がある。

|         |       |    |    |        |        |            |
|---------|-------|----|----|--------|--------|------------|
| C14-582 | 01/13 | 通信 | 佐藤 | 49,200 | 49,200 | 切手 82×600枚 |
|---------|-------|----|----|--------|--------|------------|

佐藤和彦議員による600枚の切手の購入であるが、郵便局ではなく、委託販売をおこなっている社会福祉法人から購入されている。同議員は、10月にも82円切手100枚（C14-580）、12月に82円切手600枚（C14-580）の購入をおこなっている。こうして、立て続けに大量の切手を購入したにもかかわらず、大量の郵便物を送付した形跡はうかがえない（このころにチラシなどの印刷費が支出された実績はない）。要するに、切手購入の目的が全く不明である。

|         |       |    |    |        |        |            |
|---------|-------|----|----|--------|--------|------------|
| C15-566 | 05/18 | 通信 | 谷沢 | 10,400 | 10,400 | 切手代 52×200 |
|---------|-------|----|----|--------|--------|------------|

谷沢議員による52円切手の大量購入である。はがき用と思われるが、同議員は7月、8月、9月、10月にも同じように大量の52円切手を購入している。ところが、その時期に印刷費その他の支出はなく、切手の使途が全く不明である。

## 第6 事務費

### 1 年度末の高額機器の購入

政務調査・政務活動費は、毎年3月末日に決算し、剰余があれば返還しなければならない。ところが、3月末日を前に、大量の高額機器を購入された事例があ

る。剰余金の返還を免れんための購入であり、政務活動費の必要性に基づくものとは言えない。

|         |       |    |    |         |         |  |
|---------|-------|----|----|---------|---------|--|
| C15-578 | 03/31 | 事務 | 河辺 | 82,130  | 82,130  | 複合機 キヤノン MF726CDW  |
| C15-579 | 03/31 | 事務 | 戸塚 | 69,237  | 69,237  | ノートパソコン 2011036248098<br>90,806円 うちポイントカード<br>13,569円、金券8,000円を使い支払う |
| C15-580 | 03/30 | 事務 | 小関 | 187,650 | 187,650 | レシートがなく、備品パソコン、<br>パソコン周辺機器としての記載                                    |

上記3件は3月30日と31日に大型電気店にて支出されたものである。このほかに、31日の夕方に、同じく大型電気店において、以下の2件が購入された（本件訴訟の対象にはなっていない）。

18時18分 マイク等 12,720円

18時53分 カラーレーザー用紙 736円

合計35万2473円の支出である。まちだ市民クラブは、この年度末の駆け込み支出によって、年間の支出額が交付額を1万9406円上回り、剰余金の返還を免れた。大型電気店での購入にもかかわらず、なぜか手書きの領収書が提出されており、パソコンの金額もわからない。「パソコン周辺機器」が具体的に何なのかも不明である。レシートを添付できない、という事情がないにもかかわらず、あえてレシートの添付に代えて、購入物の内容がわからないように手書きの領収書の作成を求めたとも考えられる。

上記の一連の事務機器の購入について、まちだ市民クラブは、「新たな機器で新年度を迎える」ため、などと主張している（準備書面（1）45頁）が、購入したい機器は少なくとも数年間は使用することが予定されているものであり、新年度に買い替えるという性格のものではないし、そもそも多くの機器が一度に「老朽化した」（同45頁）というのも極めて不自然な主張である。

## 2 不自然な支出状況

各支出については領収書の提出が義務付けられているが、領収書が添付されていないものが存在するほか、添付はされているもののその形態が極めて不自然なものがある。

|         |       |    |    |        |        |         |
|---------|-------|----|----|--------|--------|---------|
| C15-582 | 11/13 | 事務 | 小関 | 10,570 | 10,570 | インク代として |
|---------|-------|----|----|--------|--------|---------|

C15-586 まで続く

小関議員による支出であるが、同日の、同じ場所での購入なのに、多数の手書きの領収書に分割されている。レシート番号はすべて同じ(365559)であるのに、領収書だけわざわざ別の、しかも手書きのものになっており、各領収書には購入項目が手書きで記入されている。もともとのレシートを何らかの意図で分割する目的で手書きの領収書の発行を受けたものと思われるが、極めて不自然な行動であり、手書きで記入された品物が本当に購入されたのか、どのような物であったのかも不明である。この点について、まちだ市民クラブは、「各トナーカートリッジの購入価格がはっきりわかるように」するためであった、との説明している(準備書面(1)46頁)が、通常のレシートには購入物品とそれぞれの価格が明記されており、それを添付すれば済むことである。

## 3 購入品目不明の消耗費

議会ハンドブックでは、消耗品について、「領収書に物品等の名称を具体的に記載するものとする」とされている。ところが、購入した品目がまったく記載されていない領収書が多用されている。

例えば、以下のような支出がある。

|         |       |    |     |        |        |                          |
|---------|-------|----|-----|--------|--------|--------------------------|
| J14-332 | 04/04 | 事務 | 自民党 | 37,038 | 37,038 | 菊屋浦上商事株式会社 手書領収書に品代とあるのみ |
|---------|-------|----|-----|--------|--------|--------------------------|

自民党は菊屋浦上という文具店から頻繁に事務用品を購入している。ところが、領収書には「品代」と記載されているだけで、購入した品目も一切不明で

ある。(株)菊屋浦上は、必ず、納品書 請求書 領収書を出している。それにもかかわらず、あえて購入品目がわからない方法で領収書を提出したとしか考えられない。購入品目が不明であり、会派の事務運営に必要な経費であると認めることはできない。

平成26年度の事務費における他の領収書を見ると、オフィス用紙、インクカートリッジ、文具、コピー用紙、トナー等の多数の領収書がある。すなわち、同年度の事務用品代の支出は、本件訴訟で対象としたもののほかにも多数存在し、計65件、47万5468円もの金額が支出されている。そのなかには、岩瀬議員、松岡議員などの議員名による支払いも存在し、なかでも通販購入のアスクルでは計6回、合計21万1040円が支出されている。これらの購入についても購入物の内容は不明である。これほど大量の事務用品を会派控室で必要とするとは考えられず、議員が自宅などで個人的に必要としたものも多く含まれると推測される。

また、紙の使用量も膨大である。例えば、アマゾンで販売されているコピー用紙では、例えば、「APP 自然色 コピー用紙 ペーパーワイドプロ A4 白色 度87% 紙厚0.09mm 2500枚(500枚×5冊)」は1箱2,500枚で2,447円である(甲79-1)。平成26年度の(株)菊屋浦上での紙・紙等の購入は9回おこなわれており、合計金額は14万7,285円<sup>3</sup>である。先ほどのコピー用紙の販売額で計算すると、約60箱となるが、約15万枚ものコピー用紙が政務調査・政務活動のために必要になるとは思えない。

こうした状況からは、議員が会派による政務調査活動だけでなく、他の議員活動や自宅等での使用のための事務用品の購入が多く混ざっていると認められ、その点でも全額の計上を認める余地はない。

#### 4 営業実態不明の業者からの購入

営業実態が不明の業者からの購入もある。

<sup>3</sup> 領収書にメモ書きで「紙」、「紙等」と書いている金額の合計額

|         |       |    |    |         |         |         |
|---------|-------|----|----|---------|---------|---------|
| J15-425 | 08/18 | 事務 | 熊沢 | 61,992  | 61,992  | 株式会社ケレス |
| J15-426 | 12/22 | 事務 | 熊沢 | 139,320 | 139,320 | 株式会社ケレス |

高額の支出であるにもかかわらず、請求書、納品書等の証拠書類が全くなく、どのような品物を購入したのかが不明である。振込票や領収書に手書きで「封筒代」などと書かれているが、真否のほどは定かではない。そもそも、振込票では領収書を提出したことにはならない。さらに、ケレスという会社が領収書記載の住所（J15-426）で営業をおこなっている形跡もない（甲80）。このような不自然極まる支出について、政務活動の必要に基づくものと認める余地はない。

仮に、平成29年12月4日にも、「ケレス」あてに12万8,520円が支出されているが、それが「封筒代」であったとすると、極めて大量の封筒を購入したことになる。なぜなら、封筒代は、「A4の三折の入る長形3号=100枚=248円」が相場であり（甲79-2）、この単価（100枚248円）で計算すると、12万8,520円の支出で約5万1800枚の封筒を購入したことになるからである。政務調査・政務活動のために必要になったものではなく、明らかに選挙活動に使うためのものである。

## 5 政治活動のための機器購入

政務調査・政務活動ではなく、政治活動（選挙活動）のために購入したと思われるものは他にも存在する。

例えば、以下のような支出がある。

|         |       |    |     |         |         |  |
|---------|-------|----|-----|---------|---------|--|
| J16-455 | 07/09 | 事務 | 自民党 | 129,700 | 129,700 | 備品 アンプ Panasonic 800MHz<br>帯ポータブルワイヤレスアンプ<br>WX-PW82 |
|---------|-------|----|-----|---------|---------|--|

自民党の会派として購入したアンプである（甲81）。駅前や街頭に持ち運んで使うこの機材は、議員が街頭宣伝を行う際に使うものであり、議員がおこ

なう政治活動の一部である。会派がおこなう政務調査・政務活動のための必要経費と認めることはできない。

|         |       |    |    |         |         |               |
|---------|-------|----|----|---------|---------|---------------|
| J16-454 | 02/14 | 事務 | 熊沢 | 115,000 | 115,000 | 備品 紙織り機 MA150 |
|---------|-------|----|----|---------|---------|---------------|

紙折り機でチラシを一時に大量に折るのは、政党活動、選挙活動（事前の政治活動を含めて）の目的であり、それ以外に考えられない。すなわち、議員個人で使うためのものとして購入した備品と考えられる（甲82）。

### 第7 その他（年度違い／重複計上）

次年度の支出や重複した支出が計上されているものも混じっている。

|         |       |    |  |     |     |   |
|---------|-------|----|--|-----|-----|---|
| J15-116 | 04/06 | 調査 |  | 200 | 200 | 町田市立室内プール（図師町199-1）<br>09時25分～12時18分<br>「会議」とされている。 |
|---------|-------|----|--|-----|-----|---|

平成27年度の支出として計上されているが、実際に支出されたのは翌28年4月6日である。年度違いであり、計上は認められない。

|         |       |    |    |     |     |                                     |
|---------|-------|----|----|-----|-----|-------------------------------------|
| H14-165 | 12/04 | 調査 | 新井 | 500 | 500 | 駐車場代 ぼっぼ町田パーキング駐車場<br>17時22分～18時23分 |
| H14-166 | 12/04 | 調査 | 新井 | 500 | 500 | 駐車場代 ぼっぼ町田パーキング駐車場<br>17時22分～18時23分 |

保守連合会派の新井議員の支出であるが、全く同じ時間での領収書と駐車券が支出の証明として添付されている。現実の支出は1つであることは明らかであり、二重の支出がなされている。

以上